長崎県本庁舎広告募集要項

長崎県では、県有財産の新たな有効活用を図るため、長崎県本庁舎のエレベーターホールやエレベーター内等に広告掲出枠(フレーム)を設置し、民間企業等のポスター広告の掲出場所として貸付を行います。この広告掲出場所を活用していただく広告主を募集します。

1.募集する広告掲出枠の場所、規格等

場所	規格・種類	枠数	1 枠当たりの	空き状況
-3171	79610 1275	11 ××	月額料金	(〇=空き)
長崎県庁行政棟	B2 判 縦 ポスター	1		
1階中央エレベーターホール(西側)	(728mm × 515mm)	'		
長崎県庁行政棟	B2 判 縦 ポスター	1		0
1階中央エレベーターホール(中央)	(728mm×515mm)	Į.	12,000円	
長崎県庁行政棟	B2 判 縦 ポスター	1	(消費税及び 地方消費税相当額 を除く)	0
1階中央エレベーターホール(東側)	(728mm×515mm)	ı		O
長崎県庁行政棟	B2 判 縦 ポスター	1		0
2 階売店前(食堂側)	(728mm×515mm)			
長崎県庁行政棟	B2 判 縦 ポスター	1		
2 階売店前(売店側)	(728mm × 515mm)			
長崎県庁行政棟	B2 判 縦 ポスター	1	3,000円 (消費税及び	
8 階展望室入口(展望室側)	(728mm×515mm)			0
長崎県庁行政棟	A2 判 縦 ポスター	1	地方消費税相当額	
8階展望室入口(エレベーター側)	(594mm × 420mm)		を除く)	
長崎県庁行政棟	A2 判 縦 ポスター	1	8,000円 (消費税及び 地方消費税相当額 を除く)	
中央エレベーター1号機 手前	(594mm × 420mm)			
長崎県庁行政棟	A2 判 縦 ポスター	1		
中央エレベーター1号機 奥	(594mm × 420mm)			
長崎県庁行政棟	A2 判 縦 ポスター	1		
中央エレベーター2号機 手前	(594mm × 420mm)			
長崎県庁行政棟	A2 判 縦 ポスター	1		
中央エレベーター2号機 奥	(594mm × 420mm)			0
長崎県庁行政棟	A2 判 縦 ポスター	1		
中央エレベーター3号機 手前	(594mm × 420mm)			
長崎県庁行政棟	A2 判 縦 ポスター	1		
中央エレベーター3号機 奥	(594mm × 420mm)			0
長崎県庁行政棟	A2 判 縦 ポスター	1		
中央エレベーター4号機 手前	(594mm × 420mm)			
長崎県庁行政棟	A2 判 縦 ポスター	1		
中央エレベーター4号機 奥	(594mm × 420mm)			

- (1)エレベーターの稼働時間は、点検時を除き以下のとおりです。
 - ・中央エレベーター2号機(1階~7階)

職員:24時間利用可

来庁者:平日18時~8時30分の間及び休日は利用不可

- ・中央エレベーター3号機(1階~8階) 職員:平日21時~7時の間及び休日は利用不可 来庁者:平日18時~8時30分の間及び休日は利用不可
- ・中央エレベーター4号機(1階~8階) 職員:平日18時~8時30分の間及び休日は利用不可 来庁者:平日21時~7時の間及び休日21時~9時の間は利用不可
- (2)広告掲出位置図、掲出イメージは以下の資料をご確認ください。
 - 広告掲出位置図(行政棟1階、行政棟2階及び行政棟8階)
 - ・ 広告掲出イメージ(写真)
- 2. 広告掲出期間

令和8年3月31日(火)まで(1か月単位から)

3. 申込方法

持参又は郵送にて、以下の書類を9の部局まで提出してください。

- (1)長崎県本庁舎広告掲出申込書(様式第1号(ポスター用))
- (2)誓約書(様式第2号)
- (3)広告原案(ポスター)
- (4)会社概要(業務内容)等の資料
- 4.申込期間

令和8年2月6日(金)まで

持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとします。 郵送の場合は、令和8年2月6日(金)17時必着とします。

- 5. 申し込みに際しての留意事項
- (1)申し込みは、1ヶ月単位とします。
- (2) 広告ポスター作成費用は、広告主の負担となります。
- (3)広告の掲出及び撤去に関する作業は、9の部局が行います。
- (4)広告掲出期間中に広告内容を変更する場合は、変更の2週間前までに9の部局への 協議が必要となります。
- 6. 関係規程

業種、広告内容等について基準等を設けています。申し込みにあたっては、以下の規程をご確認ください。

- · 長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱
- · 長崎県本庁舎広告掲出事業実施要領
- · 長崎県県有施設広告掲出取扱基準

7. 選定方法

申し込みのあった広告について、9の部局において6の関係規程に適合するか審査します。また、同一の掲出場所に枠数以上の申込みがあった場合は、次の選定順位により選定します。同順位の場合は、抽選により選定します。抽選により当選した枠から空き枠への変更は、抽選会終了までは可能ですが、終了後は受け付けません。

- (1)希望月数の多いもの。
- (2) 県内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等)を有するもの。
- 8. 広告掲出決定後の手続き
- (1)掲出決定の通知

広告掲出の可否及び掲出場所については、9の部局から申込者に対して通知します。

(2)契約締結

上記(1)の通知の際、契約書を同封しますので、押印のうえ指定された日までに 提出してください。

(3)広告原稿(ポスター)の提出

指定された日までに、広告原稿(ポスター)を提出してください。

(4) 広告掲出場所貸付料の納付

9の部局から納入通知書を送付しますので、指定の日までに金融機関窓口にて納入してください。

- 9.担当部局(申込書提出先)
 - (住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
 - (名称) 長崎県 総務部 管財課 財産活用班
 - (電話) 095-895-2186
 - (FAX) 095-895-2553

(メール) s01050@pref.nagasaki.lg.jp